

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号114

許認可等の内容		要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の許可
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	技術的助言（平成26年12月5日国住街第145号「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」）
	設定等年月日	平成28年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成28年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）

